

イ 所掌事項

- 本校のいじめ対策に関すること。
- 前に掲げるもののほか、必要な事項。

ウ 会議

- ・ 6月、10月の年間2回は、定期的に行う。
- ・ 校長が召集の必要がありと判断した場合には、臨時的に召集する。

エ 委員構成

- ・ 校長、副校長、主任児童委員、PTA 会長又は、PTA 役員から会長が推薦する者、生活指導主任、養護教諭、生活指導部教諭、スクールカウンセラー
- ・ 麻布警察署スクールサポーター、学校担当弁護士は必要に応じて参加を依頼する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・ 年度初めに、いじめ防止年間計画を作成する。
- ・ 道徳教育、学級活動、国際理解教育等を充実し、子供の豊かな心を育てる。
- ・ 外部委員をメンバーに含めた「いじめ対策検討委員会」を開催する。
- ・ 教員研修を年2回実施する。

(2) 早期発見のための取組

- ・ いじめ防止月間を定め、児童への啓発とともに児童向けアンケート、全児童面談などを実施し、早期発見に努める。
- ・ 悩んでいる児童が面談しやすい体制を整備する。

(3) 早期対応のための取組

- ・ いじめが発生した場合、校内サポート会議を招集し対応を検討し、具体的な支援、指導を行う。
- ・ いじめと思われる事案が派生した場合、関係保護者、関係機関と連絡を密にして、解決に取り組む。
- ・ 年度当初に教員向けのいじめ対応マニュアルを作成し、実践する。